

横浜型児童家庭支援センター設置運営法人の選定のための公募実施要綱

制 定 平成 27 年 10 月 20 日ここ第 3392 号（局長決裁）

最近改正 令和元年 5 月 28 日ここ第 1269 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱（平成 13 年 3 月 30 日福児第 641 号）第 4 条に規定する設置運営法人の選定について必要な事項を定める。

（公募内容）

第 2 条 本要綱で定める横浜型児童家庭支援センター（以下、「児童家庭支援センター」という。）の設置運営法人は、次のすべての内容を実施すること。

- (1) 児童家庭支援センターの開設へ向けた設置場所の調整及び施設整備。なお、施設形態は児童福祉施設等の本体施設へ併設する「併設型」又は本体施設とは別の場所に設置する「独立型」のいずれかとする。
- (2) 設置区こども家庭支援課及び所管児童相談所等との調整
- (3) 人員体制の確保
- (4) 養育家庭に対する専門的な相談支援及び児童の預かり事業の実施

（応募要件）

第 3 条 本要綱に定める公募に申請することができる団体は、次のいずれかに該当していることを要件とする。

- (1) 市内で児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- (2) 市内において、地域支援、子育て支援等の活動実績のある法人
- (3) その他、市長が適当と認める法人

（公募の方法等）

第 4 条 児童家庭支援センター設置運営法人の募集は、公募方式により行う。

- 2 公募は、こども福祉保健部こども家庭課において、説明会の開催、申請書類の受付、ヒアリングによる評価及び横浜市児童福祉審議会児童部会における審査の手続きを取るにより行う。
- 3 説明会開催の周知は、こども青少年局ホームページに掲載すること等により行う。
- 4 説明会では、児童家庭支援センターの業務内容及び設置条件、申請手続等を記載した資料を配付し、その内容を説明するものとする。
- 5 児童家庭支援センターの設置運営を希望する法人は指定期限までに、「横浜型児童家庭支援センター運営法人公募申請書」（第 1 号様式）及び事業計画書（第 2 号様式）、その他関係書類を提出しなければならない。
- 6 ヒアリングは、前項の申請書等関係書類を提出した法人に対し、期日を定めて行う。
- 7 前項のヒアリングによる評価をもとに、横浜市児童福祉審議会児童部会において、設置運営法人選定のための審査を実施する。

(法人の審査)

第5条 法人の審査は、申請書その他関係書類の内容及びヒアリングの結果を踏まえ、横浜市児童福祉審議会児童部会において行う。

2 評価は次の各号を基準とし実施する。

(1) 応募資格を満たしていること

摺2) 法人の運営状況、財政状況、体制

(3) 児童福祉及び児童家庭支援センターの役割を理解し、滞りなく養育家庭に対する相談業務及び子育て短期支援事業が実施できること

(4) 施設整備についての見通しの有無

(法人の決定)

第6条 前条の規定による審査により、横浜市長が決定する。

(公募結果の通知)

第7条 公募結果は「横浜型児童家庭支援センター運営法人公募結果通知」(第3号様式)により法人へ通知する。

(附則)

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。